SBC

First Tax

_____ エスビーシー・ファーストタックス 2015年(平成27年) 6月5日(金)

発行:税理士法人 SBC パートナーズ 大阪市北区太融寺町3番24号 日本生命梅田第二ビル3階

結婚・子育て資金贈与非課税でQ&A公表婚礼、出産、育児等非課税の詳細が明らかに

平成27年度税制改正で、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されたが、これを受けて内閣府は、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A」を公表した。

今回のQ&Aでは、結婚関係に関しては、婚礼・家賃等・引越しに区分し、妊娠、出産、育児関係では、不妊治療・妊婦健診・出産・産後ケア・子の医療費・子の育児に区分し、それぞれの具体的な費目について、Q&A及び別表の形式で「非課税となる費目」「非課税とならない費目」「支払先と認められる場所」「金融機関等に領収書等を提出する際に確認すべき事項」等が明確に示されている。

婚礼費用では、挙式や披露宴を開催するために必要な費用として会 場費や衣装代、招待状等が非課税とされるが、入籍日の1年前の日以 後に支払われたものに限られることとされた。挙式と披露宴を複数回 行う場合や二次会費用、海外挙式費用も対象となるが、結婚指輪の購 入費や挙式に出席するための交通費、宿泊費、新婚旅行費用は対象外 とされている。

家賃等に係る費用では、結婚を機に新たに借りた物件に係る賃料や 敷金、共益費、礼金、仲介手数料等が対象となる。入籍日の前後各1 年以内に締結した賃貸借契約に限り、契約締結日から3年を経過する 日までの支払分が対象となるが、駐車場代、地代、光熱費、家具・家 電などの購入費等は対象外とされている。

出産に係る費用では、入院から退院までに要した費用が、入院中の 食事代なども含めて対象となり、出産一時金など公的助成の有無は関係ない。

子の医療費に係る費用では、小学校就学前の子に要した医療費で、 保険適用の有無等に関係なく、治療費や予防接種代、乳幼児健診費用 が対象とされるが、処方箋に基づかない医薬品代や交通費は対象外と された。

子の育児に関する費用では、小学校就学前の子に要した入園料や保 育料、食事の提供に係る費用等、育児に伴って必要な費用が対象とな る。

SBC Seminar

セミナー案内

あなたにも相続税が?? ~相続税の基礎知識~

日 時:2015 年 8 月 5 日 (水) 8:00~9:00 (開場7:45~)

講 師:税理士法人 SBC パートナーズ 税理士 磯 崎 正 典

対 象:経営者・資産家・サラリーマン

定 員:10名(先着順)

参加費:1名様 3,000円(税込) ※弊社顧問契約先1,000円(税込) 当日会場にてお渡し下さい。

会場:税理士法人SBCパートナーズ 名古屋支店会議室

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ Tel: 052-203-1112

(担当:平松・野々部)

Scope-

結婚・子育て資金の 一括贈与

SBC PARTNERS